

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	徳島市まちづくり活動センターの施設の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市まちづくり活動センター条例	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	しらさぎ台自治会 (電話 644-3378)	
審 査 基 準	<p>(利用の承諾)</p> <p>第5条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、センターの管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>○しらさぎ台まちづくり活動センターの管理・運営規定 (利用申込み)</p> <p>第4条</p> <p>(1) センターの利用を希望する者は、所定の手続きに従い管理責任者に申込み、その承認を得なければならない。</p> <p>(2) 管理責任者は、以下の各号に該当する場合は、その利用を拒むことができる。</p> <p>① 公序良俗を乱す恐れがあると認められる場合。</p> <p>② 施設や設備を損傷する恐れがあると認められる場合。</p> <p>③ その他、公益上または管理上適切でないと認められる場合。</p> <p>④ 「センター利用心得」に違反する場合。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)</p> <p>総日数 即日～3日 (休日を除く)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成25年 4月23日最終変更)